

令和 6 年度沖縄県児童相談所等第三者評価業務委託
企画提案公募要領

本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決される場合には契約を締結しませんので、あらかじめ御了承ください。

1 業務名

令和 6 年度沖縄県児童相談所等第三者評価業務委託

2 業務内容

「令和 6 年度沖縄県児童相談所等第三者評価業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書（案）」とする。）に記載のとおり

3 委託料上限額

3,308,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

※委託上限額は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査委員会での審査及び契約締結が可能。

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 県から入札参加資格指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。

5 公募スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 6 年 3 月 5 日（火） |
| (2) 質問事項の提出期限 | 令和 6 年 3 月 21 日（木） |

- | | |
|------------------------|--------------|
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和6年4月2日(火) |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年4月8日(月) |
| (5) 選考審査会(プレゼンテーション審査) | 令和6年4月23日(火) |

6 手続等に関する事項

(1) 質問事項の提出

仕様書等に関して質問がある場合は、質問書【様式1】を記入し、メールにより受け付ける。

※到達の確実を期すため、メールを送付した旨の電話連絡を行うこと。

※質問に対する回答については、メールで回答するとともに、沖縄県ホームページに質問及び回答を掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

企画提案審査への参加を希望する場合は、企画提案参加申込書【様式2】及び誓約書【様式3】を提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類及び必要部数等

以下の書類を一式にまとめ、正本1部及び副本8部を作成し、合計9部を提出すること。

ア 企画提案応募申請書【様式4】

イ 共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ)【任意様式】

ウ 企画提案書【任意様式】

エ 会社概要【様式5】

オ 業務実績【様式6】

カ 経費見積書【様式7】

キ 定款、規約等

ク その他、法人等の概要がわかる参考資料等

② 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限に到着確認が可能な手段で郵送すること)。

③ 作成方法

ア 左端を仮綴じし(A4長辺側を二穴開け)、インデックス等を付するか、又は全ての書類に通し番号でページを付すること。

イ 原則25頁以内とし、日本語により記述すること。

ウ 別添仕様書(案)を踏まえ、以下の項目について具体的に記述すること。

あ 業務の実施体制に関すること。

い 業務スケジュールに関すること。

う 評価項目・評価方法に関すること。

7 選定審査会

- (1) 選定審査会は、令和6年4月23日（火）、Zoomによるオンラインでの実施を予定しており、企画提案参加申込書の提出期限後、提案者に対し開始時間等の詳細を別途連絡する。
- (2) 選定審査会の時間は各提案者20分程度とする。時間配分は、プレゼンテーション10分、質疑10分とする。
- (3) あらかじめ提出した企画提案書等に基づき説明することし、提出した企画提案書等以外での説明は認めない。

8 委託事業者の選定方法

- (1) 提案者多数の場合、選定審査会に先立ち書類審査を行い、上位3者程度を選定する。その後、選定審査会による審査を行い、本事業の優先交渉の順位を決定する。
- (2) 当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結する。ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行う。
- (3) 以下の審査基準により総合的に評価し選定する。

審査項目	審査基準
①企画提案趣旨	第三者評価の趣旨を理解した提案となっているか。
②実施体制	児童相談所のことを十分に理解した者による評価体制となっているか。
③スケジュール	適正な評価を可能とするスケジュールとなっているか。
④実績（件数）	児童相談所等の第三者評価又はこれに類する事業の実績があるか。
⑤実績（評価内容）	過去に実施した評価において、どのような評価をしてきたか。
⑥経費見積	経費見積は、企画提案内容を実施するために必要な経費が計上されており、経済合理性のある内容となっているか。

9 企画提案に係る留意事項

- (1) 本企画提案に係る書類の作成、提出に係る費用、審査会への参加費用は全て各提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しない。
- (3) 選定後、本企画提案による公募に参加した事業者等を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。

- (4) 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。

10 問い合わせ及び提出先

<令和5年度>

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県 子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 児童相談所第三者評価担当
電話番号 098-866-2174 F A X 番号 098-868-2402
E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp

※令和6年4月1日より担当部局の変更が予定されているため、令和6年度以降の問い合わせ先については下記のとおり。

<令和6年度>

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階
沖縄県 こども未来部 こども家庭課 児童相談所第三者評価担当
電話番号 098-866-2174 F A X 番号 098-868-2402
E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp